

の変更を内容とする定款の改正を命ずることはできない。

また、漁業法第八条の規定による漁業権行使規則及び同法第一一九条の規定による遊漁規則についても、改正を命ずることはできない(昭三八・六自治行発四九)。

(内部組織の編成)

第百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

② 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

③ 普通地方公共団体の長は、第一項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

(平一八法八一一条全部改正)

※1項「長の権限に属する事務」 本法一四八・一四九、「事務の分掌」 本法一五五・二〇二の四・二五二の二〇一・三、3項「総務省令」 自治則一二の三、「届出」 本法二五〇の五

【通知】 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、

該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること(平一五・七総行八七)

\* 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来あり方にとらわれることなく、スラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと(同右)。

\* 本条第一項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること(同右)。

【実例】 局部設置条例の発案権は、知事のみこれを有する(昭二八・一内行発一)。

\* 議会は、部の設置に関する条例を修正しようが、その範囲は、本条第一項及び第二項後段(現行法では第二項)の趣旨を逸脱できない(昭二八・一自行発一八)。

\* 議会は改正条例案に含まれていない既存の部の名称又は所掌事務を変更する修正はできない(昭四九・一行政課決定)。

(事務の引継ぎ)

第百五十九条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定は、政令でこれを定める。

(平一八法五三本項中改正)

② 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の

引継ぎを担んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

※1項「政令」(事務引継ぎに関する規定) 自治令一三三の二・一三三・一八・一三〇(一三三)・二項「過料規定」自治令一三三

【実例】 任期満了の日前に行なわれた町長選挙において、町長が現職のまま立候補の上当選し、引き続き町長となった場合は、事務引継ぎの必要はない(昭三三・八自治行発一八)。

第百六十条 削除(昭三七法一〇九)

第三款 補助機関

(副知事及び副市町村長の設置)

第百六十一条 都道府県に副知事を、市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。

② 副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める。

(平一八法五三本条全部改正)

※(身分) 地公法三三

【実例】 助役(現行法では副市町村長)及び収入役(現行法では会計管理者)は、労働基準法第一〇条にいわゆる使用者に該当する(昭二五・七自行発一六二)。

\* 助役(現行法では副市町村長)の職務権限等からみて、助役を任意に非常勤の職とすることはできないものと解する(昭二七・三三自行発八八)。  
\* 助役(現行法では副市町村長)の定数を二人とする条例を廃止し、一人とする条例を議員発議により決定した場合、一般的には廃止する条例にお

いて、現任助役の残任期間等に関し特別な措置を講ずべきであるが、かかる規定のない場合は、市長はいずれか一人の助役を解職しなければならぬ(昭三三・八自庁行発一四四)。

\* 副知事又は助役(現行法では副市町村長)を置かない場合は、必ず条例の制定を必要とする(昭三四・一自庁行発一五七)。

### 〔副知事及び副市町村長の選任〕

第六十二條 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(平一八法五三本条中改正)

※「欠格事由」 本法二六四、「兼任禁止」 本法一六六、一・二、「解職」 本法一六三、「解職の請求」 本法八六、八八。

〔副知事及び副市町村長の任期〕

第六十三條 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(平一八法五三本条中改正)

※「期間計算」 民法一四三、「解職の請求」 本法八六、八八、「事務の引継」 本法一六六。

〔実例〕 助役(現行法では副市町村長)の任期は、事前(現行法では副市町村長)の任期の起算日は、事前に就任承諾があれば発令の日である。

### 〔副知事及び副市町村長の任期〕

第六十三條 副知事及び副市町村長の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(平一八法五三本条中改正)

※「期間計算」 民法一四三、「解職の請求」 本法八六、八八、「事務の引継」 本法一六六。

〔実例〕 助役(現行法では副市町村長)の任期の起算日は、事前に就任承諾があれば発令の日である。

り、なければ就任承諾の日である(昭二五・五四)。

\* 助役(現行法では副市町村長)を選任する場合、助役の任期を市長の任期限をもつて助役の任期限とする場合は、助役の同意があつても違法である(昭二七・一〇自庁行発六九)。

### 〔副知事及び副市町村長の失格事由〕

第六十四條 公職選挙法第十一条又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

(昭二五法一〇一、平二法一二二、平一八法五三本条中改正)

② 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

(昭二五法一〇一、平一八法五三本条中改正)

### 〔副知事及び副市町村長の退職〕

第六十五條 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならぬ。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

(平一八法五三本条中改正)

② 前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日までに、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならぬ。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

(平一八法五三本条中改正)

※「長の職務代理をする副知事・副市町村長」 本法一五二・一、「事務の引継」 本法一六六、二、「副知事・副市町村長の欠けた場合の職務代理者」 本法一五二・三・二五二の一七の八。

〔実例〕 副知事を二人以上置く場合一人の副知事が知事の職務を代理し、知事の職務を代理しない他の副知事が退職しようとするときは、本条第二項により当該知事の職務を代理する副知事に申し出て退職の手続をするものである(昭二二・五地発三三三)。

\* 議員の現在数が議員の定数の半数未満となつて議会が成立せず、かつ、議長及び副議長がともに欠員であり、長も欠員の場合に、助役が退職しようとするときは、年長議員に申し出ればよい(昭二三・八・一二)。

\* 町長が欠員のため町長の職務を代理している助役(現行法では副市町村長)が、本条第一項の規定により議会の議長に退職の申出をしたが、同項本文の規定による退職の効果発生の日以前に町長が就任した場合は、右助役が退職するためには改めて本条第二項に規定する手続は要しない(昭二七・二二・二六)。

〔判例〕 村長職務代理助役の退職届を村議会書記が受理すれば同書記が議長に対するその伝達の有無、その時期のいかんを問わず、議会の議長に対し退職の申出がなされたものとしての効力を生ずるものといわなければならない(昭二八・一・二八大阪高裁)。

### 〔副知事及び副市町村長の兼職禁止・事務引継〕

第六十六條 副知事及び副市町村長は、検査官、警察官若しくは取税官吏又は普通地方公共

団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

- ② 第四百四十一条、第四百四十二条及び第四百五十条の規定は、副知事及び副市町村長にこれを準用する。
- （平一八法五三本項改正）

- ③ 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第四百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。
- （昭三六法三三五本項新設、平一八法五三本項改正）

※1項「**検査官**」 〓 検査法三、**「警察官**」 〓 警察法三四・五五・六二、**「収税官吏**」 〓 税法一・二、**「公安委員会の委員**」 〓 警察法三九、**3項「解職**」 〓 本法一六三

【**実例**】 助役（現行法では副市町村長）に一般事務職員の職務を取り扱わせる必要が臨時に生じた場合においては、いわゆるその職務の「事務取扱」を命ずることはできるものと解する。なお、分課、職制等の定がない場合において、長又は長を補佐する者としての助役が一般事務を行うことができることは当然である（昭二七・九自行行発一九）。

\* 部制をしいた市の助役（現行法では副市町村長）が、一般職である常勤の部長が欠員のため便宜一時的にその部長の事務を取り扱うことは、助役が部長の職を兼ねるのではなく、一時的にその職務を取り扱うだけである限りにおいては、本条第二項の規定に反するものではない（昭二七・一

〇自行行発八八。

（副知事及び副市町村長の職務）  
 第六百六十七条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

- ② 前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、第五百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する。
- （平一八法五三本項新設）

- ③ 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。
- （平一八法五三本項新設）

※「別に定め」(長の職務代理) 〓 本法一五二一、  
 ※「長の臨時代理及び補助執行」 〓 本法一五三三、  
 ※「長による指揮監督」 〓 本法一五四

（**会計管理者の設置**）  
 第六百六十八条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。

- ② 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。
- （平一八法五三本条全部改正）

※2項「補助機関である職員」 〓 本法一六一一・一七二

（会計管理者になることができない者）

第六百六十九条 普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、会計管理者となることができない。

（平一八法五三本項改正）

- ② 会計管理者は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。
- （平一八法五三本項改正）

※1項「長」 〓 本法三三九、**「副知事・副市町村長**」 〓 本法一六一、**「監査委員**」 〓 本法一九五

【**実例**】 兄弟たる關係とは養実の兄弟たる關係あるものをい、配偶者の兄弟たる關係あるものを含まない（大七・四・二六）。

\* 第一項には、血族關係及び法律上血族關係と同一視された養父、養兄弟等を含むが姻族關係は含まない（昭二二・八地発乙五五六）。

（**会計管理者の職務権限**）  
 第七百十條 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

（昭二七法三〇六、昭三二法一四七本項改正、昭三八法九九本項全部改正、平一八法五三本項改正）

- ② 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。
- 一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。
- 二 小切手を振り出すこと。
- 三 有価証券（公有財産又は基金に属するもの

）の管理を行うこと。

※「行政指導」 本法二六、「行政機関」 本法二五

【判例】 市水道局給水課長が上告人の本件建築物についての給水装置新設工事申込の受理を事実上拒絶し、申込書を返戻した措置は、右申込の受理を最終的に拒否する旨の意思表示をしたものではなく、申込者に対し、石建物をつき受ける建築基準法違反の状態を正して建築確認を受けようとする申込をするよう一応の勧告をしたものすぎないと認められる。申込者が、その後右工事申込に關した場合、市水道局給水課長の当初の措置のみによつては、未だ、市の職員が申込者の給水装置工事申込の受理を違法に拒否したとはいえない(昭五六・七・一六最高裁)。

\* マンション建設事業主に対し、法が認めておらずしかもそれが実施された場合にはマンション建築の目的の達成が事実上不可能となる水道の給水契約の締結の拒否等の制裁措置を背景として、指導要綱に基づいて教育施設負担金の納付を求め、減免等の懇請が前例がないとして拒絶し、納付しなければ水道の給水契約の締結及び下水道の使用を拒絶されると考えさせ、納付を事実上強制しようとする行為は、本来任意に寄付金の納付を求めべき行政指導の限度を超えるものであり、違法な公権力の行使であるといわざるを得ない(平五・二一八最高裁)。

第三十三條 (申請に關連する行政指導)

申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

※「申請」 本法二一三号

【判例】 建築確認処分留保は、建築主の任意の協力・服従のもとに行政指導が行われていることに基づく事実上の措置にとどまるものであるから、建築主において自己の申請に対する確認処分を留保されたままで行政指導には応じられないとの意思を明確にしている場合には、当該建築主が受ける不利益と右行政指導の目的とする公益上の必要性を比較衡量して、右行政指導に対する建築主の不協力が社会理念・正義の観念に反するものといえるような特段の事情が存在しない限り、行政指導が行われているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法であると解するのが相当である(昭六〇・七・一六最高裁)。

\* 教科書検定に際して付される改善意見は、検定の合否に直接の影響を及ぼすものではなく、文部大臣の助言、指導の性質をなすものと考えられるから、教科書の執筆者又は出版社がその意に反してこれに服さざるを得なくなるなどの特段の事情がない限り、その意見の当不当にかかわらず、原則として、違法の問題を生ずことはないといふべきである(平九八・二九最高裁)。

第十四條 (許可等の権限に關連する行政指導)

許可等をなす権限又は行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

第十五條 (行政指導の方式)

行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確

に示さなければならない。  
 2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。  
 3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。  
 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めらるもの  
 二 既に文書(磁気的書面を含む)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めらるもの  
 ※2項「他の法律による2項の適用除外の例」 地税法一八の四二

第三十六條 (複数の者を対象とする行政指導)

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導しようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。  
 ※「行政指導指針」 本法二八号二、「他の法律による2項の適用除外の例」 地税法一八の四二

第五章 届出

第五節 届出

【本章に關する参照案文】 「本法による本章の適用除外」 本法三

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

※「届出」 本法二七号

【判例】 行政手続法三七条等によれば、文部大臣又は文化庁長官に書類等を提出して申請等をする者は、これが法令に定められた形式上の要件に適合して提出先とされている都道府県教育委員会に到達したときに、手続上の義務を履行したことになる。都道府県教育委員会が同条二項に従いこれを受領し、意見を具して文部大臣又は文化庁長官に送付しなかつたとしても、文部大臣又は文化庁長官は、提出がなかつたものと取り扱ふことができなくなる(平九・一一・二〇福岡高裁)。

※【本章に関わる参照条文】  
三三

## 第六章 意見公募手続等

### (命令等を定める場合の一般原則)

第三十八条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という)は、命令等を定めるに当たつては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならぬ。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等

を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならぬ。

※「命令等」 本法二八号

### (意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであつて、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の番号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という)を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正にむけ必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法を他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一

項若しくは第二項若しくは内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関(以下「委員会等」という)の議を経て定めることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもつて組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定められた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

※4項4号「委員会等」 行政手続法四

### (意見公募手続の特例)

第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。

2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合（前条第四項第四号に該当する場合を除く。）において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

【実例】 委員会等が実施した「意見公募手続に準じた手続」については、意見公募手続の基本的な要素として以下が満たされていることが必要である。①意見公募手続について求められるものと同等の「案」及び「関連資料」を公表する。②原則として「三」日以上の意見提出期間を定めて、広く一般の意見を求める。③公表の手段として、意見公募手続の公示の方法と同様に、原則として「一」の「電子政府の総合窓口」を用いる（平一八・三総管第一三九）。

（意見公募手続の周知等）

第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施し、命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

【実例】 「関連資料」は国民が命令等の「案」の内容を理解する上で必要な情報を提供するものである（平一八・三総管第一三九）。

（提出意見の考慮）

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施し、命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公示等）

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施し

て命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
- 二 命令等の案の公示の日
- 三 提出意見、提出意見がなかつた場合にあつては、その旨

四 提出意見を考慮した結果、意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。及びその理由

2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第二号の提出意見を代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適當な方法により公示しなければならない。

3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にするに際し、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかつた場合における、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の題名については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当する

ことにより意見公募手続を実施しなかつた場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

- 一 命令等の題名及び趣旨
  - 二 意見公募手続を実施しなかつた旨及びその理由
- ※ 「情報通信の技術を利用する方法」は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

（運用）

第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条第一項から第三項までの規定は第四十条第二項に該当することにより命令等を定めた場合について、前条第四項の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第四十二条中「当該命令等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第一項第二号中「命令等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

（公示の方法）

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項（前条において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

※2項 Ⅱ総務省告示第七八（平一八・二・三）